

2021年12月12日

区長、副区長 各位

庄パークヒルズ管理組合
組合長 渡邊 和博

転入、転出者に対する管理費の取り扱いについて

このことについて、次のように対応してください。

1 転入者について

転入月の管理費は免除とし、翌月分を翌々月に集金する。

(例) 12月に転入の場合は、1月分を2月に集金する。

現金又は引き落としでの支払いを確認する。

(1) 現金での支払い

当該班長に「管理費集金台帳」の作成を依頼する。

転入者には、前金での支払いも可能である旨説明する。

(2) 引き落としでの支払い

J A庄支店で手続きをしてもらい、その控えを公民館に持って来てもらう。

なお、上記1 (例) により引き落とし月を説明してください。

2 転出者について

転出の前月分まで集金する。なお、一括で支払っている場合は、転出月分から返還する。

名義をそのまま、空き家として残すなどの場合は、管理組合に相談してください。